

静和小学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組む。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている児童を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導する。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努める。

(4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会、いじめ認知時の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向

け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

(1) いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）《定期開催》

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、（スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、保護者代表、児童生徒代表 等）

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査の実施と結果の分析共有
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況把握と情報の共有

③ 取組の改善

本委員会において、「静和小学校いじめ防止基本方針」を始めとした、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(2) いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）《随時開催》

① 委員

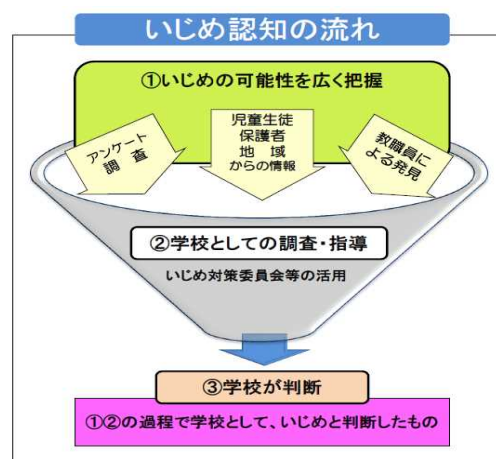
校長、教頭、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、その他関係の深い教職員、スクールカウンセラー、必要に応じて市・県教育委員会の担当者 等

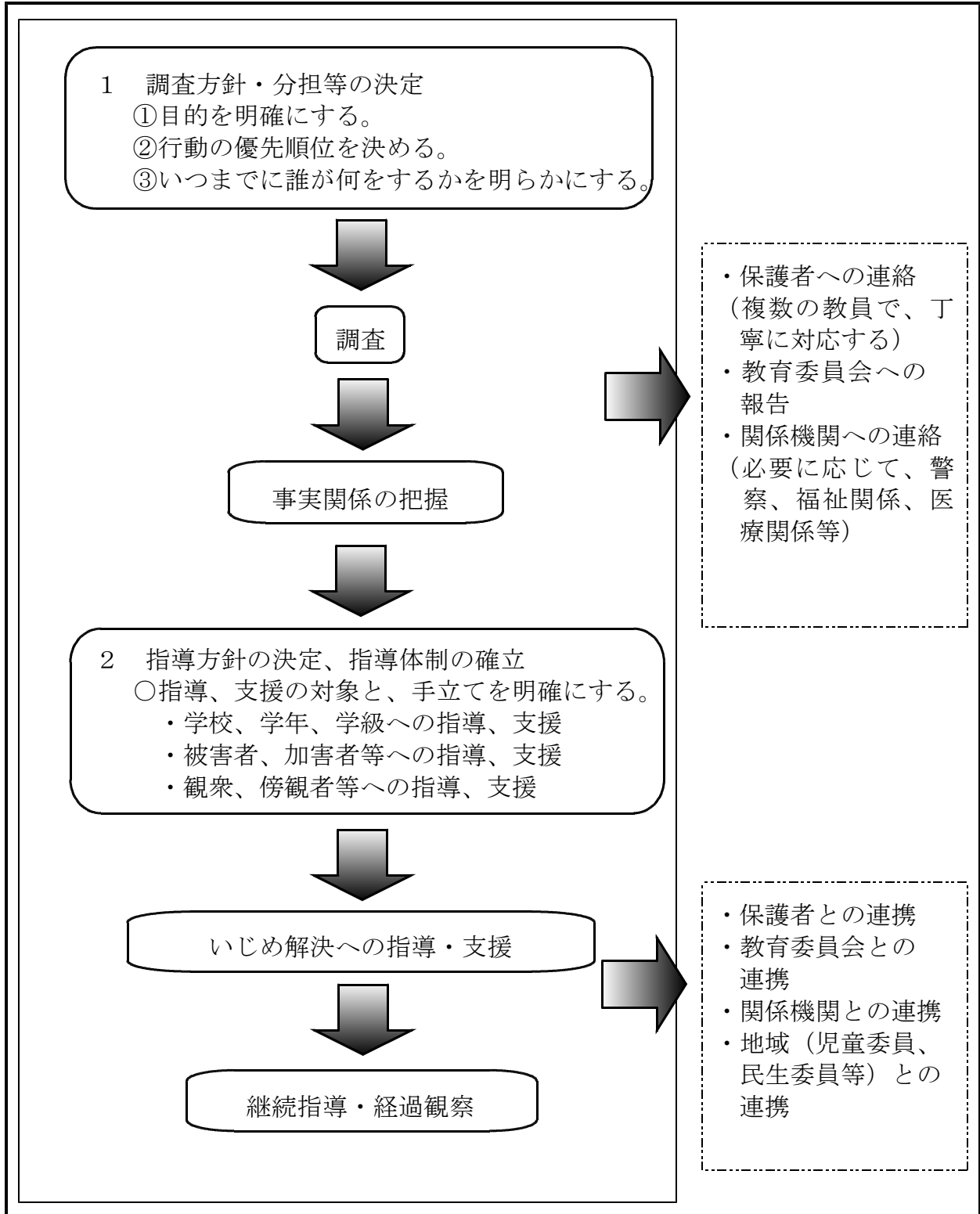
② 実施する取組

ア 事実関係の把握【図1参照】

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等から、いじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により、組織的調査を迅速に行う。

【図1】





3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

○いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

○いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

○いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。

③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

○道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。

・「とちぎの子どもへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

・生命や自然を大切にするとともに、他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

・児童会活動において、いじめ根絶を呼びかける集会の実施など、児童が主体的にいじめ問題について考え、議論し実践する活動に取り組めるよう指導・支援する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。

・教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

・「いじめは絶対許されない」という基本姿勢やいじめ防止に関する取組等を、学校だよりや保護者会、PTA総会等を利用して周知する。

- ・学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価を活用し、「学校組織としてのいじめ問題への取組」について、評価結果を分析し改善を図る。

④ 指導上の留意点

- ・「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は撤廃する。
- ・下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む、障害のある児童
 - イ 海外から帰国した児童
 - ウ 外国人の児童
 - エ 国際結婚の保護者を持つ児童
 - オ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - カ 東日本大震災等により被災した児童
 - キ 原子力発電所事故により避難している児童

⑤ インターネットいじめへの対応

- 携帯電話、スマートフォン等は校内での使用を禁止する。
- 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底をする。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

(2) 早期発見に関する対応

① いじめを相談しやすい体制づくり

- 児童、保護者からのいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成配付し、周知する。

② 情報交換による共有

- 朝の打合せ（週2回）時に「情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③ アンケートの実施

- 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

④ 教育相談の充実

- 教育相談週間を設定する。
- 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも

応えることができる体制にする。

(3) 早期解決に向けた対応

- ① いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査
 - いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。
- ② 保護者への報告
 - いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
 - 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめられている児童及び保護者への支援
 - いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
 - いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ④ いじめた児童への指導及び保護者への助言
 - いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 - いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。
- ⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。
- ⑥ ネットいじめへの対応
 - ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。
- ⑧ 重大事態への対応
 - 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。

- ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し適切な援助を求める。
- イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- カ いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

⑨ いじめの解消について

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。なお、行為が止んでいない場合は、改めて、学校いじめ対策委員会の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。

○指導上の留意点

ア いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

イ 学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、いじめられている児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

ウ 教職員は、いじめられた児童及びいじめた児童については、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

⑩学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置

づけ、学校評価において目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を図る。